

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について

I 改正の目的

令和4年6月22日に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 中間整理」にて指摘された事項である、投資信託財産への投資信託証券の組入れや投資信託の運用指図に係る外部委託先の管理のあり方について、投資運用業者等の受託者責任の明確化を図るため、国会自主規制委員会下の運用専門委員会において鋭意検討を行い、かつ、金融庁とも密接な意見交換を重ねてきたところであるが、今般、成案が得られたことから、「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」及び「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正を行う。

II 主な改正の内容

(1)「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

正会員が投資信託証券の組入れや投資信託の運用指図に係る外部委託を行うにあたり遵守及び留意すべき事項等を定める。

(第4条の3、第4条の4及び第4条の5の新設、
第8条の2及び第11条の改正)

(2)「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

投資信託等の運用に関する規則の社内体制の整備にあたっての留意事項として、正会員が実施すべき対応の考え方や具体例を示す。

(第1条の2の新設、
第1条の3～第1条の7の改正)

(3)「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正

投資信託等の運用に関する規則の運用等にあたっての留意事項として、正会員が実施すべき対応の考え方や具体例を示す。

(1及び2の新設、
3及び4の改正)

III 実施の時期

令和6年4月20日から実施する。

以 上